

(3)住宅に係る判断基準に関するもの

(合計件数 18件)

番号	該当箇所	ご意見	回答	件数
1	1-1	「住宅の直接外気に接する屋根、壁又は床・・・」とあるが、天井断熱の場合の扱いが不明確である。	天井断熱も重要な省エネ措置の一つと考えており、設計施工指針において具体的に記載しています。	1
2	1-1(2)、(3)	住宅の判断基準の外壁、窓等の熱の損失の防止の部分について、「断熱性を高いものとする事」と及び「熱負荷の低減を図ること」とあるが、建築物の判断基準と同様にそれぞれ「断熱性を適切に維持すること」、「熱負荷の低減のための措置を適切に維持すること」とすべきである。	住宅の判断基準の1-10においては、「断熱性を適切に維持すること」、「熱負荷の低減のための措置を適切に維持すること」となっており、建築物の判断基準と同じ表現となっています。	1
3	1-3	熱橋係数の取扱いなどについて、より実情に合わせて運用すべきである。	今後の運用にあたって、ご意見を参考にさせていただきます。	1
4	1-3	部位別に最低限の断熱性能基準を定めるべきである。	判断基準では設計の自由度を制約しないように部位の断熱性の最低基準値は設けていません。	1
5	1-3	地下室からの熱損失の計算方法を定めるべきである。	今後の検討課題とさせていただきます。	1
6	1-3	可動式のルーバー等についても基準に規定すべきである。	現行の基準においても夏期日射取得係数又は夏期日射侵入率によって開口部の日射遮蔽性能に係る基準を設けており、ルーバー等の効果はそれによって評価されるようになっていきます。可動式のルーバー等の取扱いについては、今後の検討課題とさせていただきます。	1
7	1-3(2)イ(ロ)	「n 換気回数 (0.5以上であって2の(2)で算出される相当隙間面積を勘案した適切な数値とする。ただし、…」とあるが、具体的にどのように設定すればよいのか、解説書で説明してほしい。	解説書において説明します。	1
8	1-4(3)	表現を明確にするために、冒頭に「冬期に日射を積極的に取り入れることが可能な住宅が対象となること」を明記すべきである。	1-3の(2)のイの(二)に定められた基準によらず、年間暖冷房負荷の基準に適合する住宅も存在し得るので、現行の記述のままとします。	1
9	1-5(2)	熱橋(ヒートブリッジ)構造を防止・改善する理由として内部結露の防止の必要性を説明する文言を一文追加すべきである。	構造熱橋部に起因する結露については、判断基準1-5(1)及び設計施工指針3(2)ハにおいて、対策の必要性について記載しています。	1
10	3-4	「駐車場」とあるが、なぜ駐車場に限定するのか。	現行の建築物に係る判断基準に準じ、駐車場について規定しています。	1

11	4	昼光利用について言及すべきである。	ご意見を踏まえ、照明の制御方法において昼光を利用した照明制御に関する係数を位置づけました。	1
12	6	実用上不都合が大きいため、6-2において6-4の適用範囲を5,000㎡以下から15,000㎡以下に拡大するか、6-3(2)において輸送能力係数を1とみなす条件を「エレベーターの台数が1台の場合」から「2台以下の場合」に変更すべき。さらに、6-3(2)ロのA ₁ 「当該住宅の標準輸送能力(0.04)」を「0.05」に拡大すべきである。	ご意見を踏まえ、6-3(2)において輸送能力係数を1とみなす条件を「当該住宅の階数が4以上でエレベーターの台数が1台の場合」から「当該住宅の階数が4以上かつ15以下でエレベーターの台数が1台の場合又は当該住宅の階数が16以上でエレベーターの台数が2台以下の場合」と、6-3(2)ロにおいて、「当該住宅の標準輸送能力(0.04)」を「当該住宅の標準輸送能力(0.05)」に修正します。	1
13	住戸ごとに設置される設備について	今後住戸ごとに設置される設備について判断基準が作成されるとすれば、事前に学識経験者等を含めた慎重な議論が必要である。	各住戸に設置される空気調和設備等については、別途、省エネ法の機械器具に係る措置（トップランナー制度）により、性能向上が図られてきているところですが、住戸への導入にあたっては、室や家族構成など負荷の実態に応じた省エネルギー性能の評価も重要ですので、技術レベルや使用方法、個別設備の性能等について、事前に学識経験者や実務経験者などからの幅広いご意見を踏まえて検討して参りたいと考えています。	3
14		集合住宅の各住戸に設置される空気調和設備及び給湯設備の1年間に消費するエネルギー量に関する性能基準を設定すべきである。	各住戸に設置される空気調和設備等については、別途、省エネ法の機械器具に係る措置（トップランナー制度）により、性能向上が図られてきているところですが、住戸への導入にあたっては、室や家族構成など負荷の実態に応じた省エネルギー性能の評価も重要ですので、エネルギー消費実態等に関する知見の蓄積状況を踏まえ、今後検討して参りたいと考えています。	1
15		各住戸に設置されるエネルギー利用効率の高い熱源システムについては、地域により普及状況に差があるため、地域差を考慮した判断基準の作成が必要である。	各住戸に設置される空気調和設備等については、別途、省エネ法の機械器具に係る措置（トップランナー制度）により、性能向上が図られてきているところですが、住戸への導入にあたっては、室や家族構成など負荷の実態に応じた省エネルギー性能の評価も重要ですので、住戸ごとに設置される設備についての省エネ基準策定に際しては、地域性についても十分考慮の上、検討して参りたいと考えています。	1
16		貯湯槽と浴槽の断熱基準を定めるべきである。	各住戸に設置される空気調和設備等については、別途、省エネ法の機械器具に係る措置（トップランナー制度）により、性能向上が図られてきているところですが、住戸への導入にあたっては、室や家族構成など負荷の実態に応じた省エネルギー性能の評価も重要ですので、エネルギー消費実態等に関する知見の蓄積状況を踏まえ、今後検討して参りたいと考えています。	1